

# 熊本県公報

第 1 0 8 2 8号  
平成 14年 4月 22日(月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

告 示  
特定計量器定期検査の実施.....( 商工政策課 ) 1

## 告 示

熊本県告示第 393号  
計量法(平成 4 年法律第 51号)第 19条第 1 項の規定により、水俣市、芦北郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21条第 2 項の規定により告示する。  
平成 14年 4月 22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 1 集合検査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検 査 場 所	対象となる特定計量器
田浦町	平成 14年 6月 3日	午前 10時から午後 3時まで	農村環境改善センター	非自動はかり(計量法施行令(平成 5 年政令第 329号)第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。)分銅及びおもり
芦北町	平成 14年 6月 4日	午前 10時から正午まで	J A あしきた吉尾支所	
芦北町	平成 14年 6月 4日	午後 1時半から午後 3時まで	芦北町役場大野出張所	
芦北町	平成 14年 6月 5日	午前 10時から正午まで	芦北町福祉センター	
芦北町	平成 14年 6月 5日	午後 1時半から午後 3時まで	芦北町社会教育センター	
芦北町	平成 14年 6月 6日	午前 10時から午後 4時まで	芦北町社会教育センター	
津奈木町	平成 14年 6月 7日	午前 9時から午後 3時まで	農業就業改善センター	
水俣市	平成 14年 6月 10日	午前 10時半から正午まで	水俣市役所久木野支所	
水俣市	平成 14年 6月 10日	午後 1時半から午後 4時まで	J A あしきた東部支所	
水俣市	平成 14年 6月 11日	午前 9時から正午まで	湯の鶴温泉保健センター	
水俣市	平成 14年 6月 11日	午後 1時半から午後 4時まで	明水園、湯之児病院	
水俣市	平成 14年 6月 12日	午前 9時から午後 4時まで	水俣市総合体育館	
水俣市	平成 14年 6月 13日	午前 9時から午後 4時まで	水俣市総合体育館	
水俣市	平成 14年 6月 14日	午前 9時から正午まで	水俣市総合体育館	

水俣市	平成 14年 6月 14日	午後 1時半から午後 2時半まで	水俣市総合医療セ ンター
-----	---------------	---------------------	-----------------

## 2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 14年 6月 3日から 平成 14年 7月 3日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5年通商産業省令第 70号）第 39条第 1 項第 1号から第 5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所